

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（抄）

平成2年5月24日法務省令第16号
最近改正 平成16年2月27日法務省令第12号

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第7条第1項第2号の基準は、法第6条第2項の申請を行った者（以下「申請人」という。）が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

活動	基 準
法別表第1の4の表の研修の項の下欄に掲げる活動	<p>1 申請人が修得しようとする技術、技能又は知識が同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。</p> <p>2 申請人が18歳以上であり、かつ、国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事することが予定されていること。</p> <p>3 申請人が住所を有する地域において修得することが不可能又は困難である技術、技能又は知識を修得しようすること。</p> <p>4 申請人が受けようとする研修が申請人を受け入れる本邦の公私の機関（以下「受入れ機関」という。）の常勤の職員で修得しようとする技術、技能又は知識について5年以上の経験を有するものの指導の下に行われること。</p> <p>5 受入れ機関が実施する研修の中に実務研修（商品を生産し若しくは販売する業務又は対価を得て役務の提供を行う業務に従事することにより技術、技能又は知識を修得する研修をいう。以下同じ。）が含まれている場合は、第6号の2に定める研修を受ける場合を除き当該機関が次に掲げる要件に適合すること。ただし、受入れ機関が我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人である場合その他法務大臣が告示をもって定める場合は、この限りでない。</p> <p>イ 研修生用の宿泊施設を確保していること（申請人が受けようとする研修の実施についてあっせんを行う機関が宿泊施設を確保していることを含む。）</p> <p>ロ 研修生用の研修施設を確保していること。</p> <p>ハ 申請人を含めた受入れ機関に受け入れられている研修生の人数が当該機関の常勤の職員の総数の20分の1以内であること。</p> <p>ニ 外国人研修生の生活の指導を担当する職員（以下「生活指導員」という。）が置かれていること。</p>

ホ 申請人が研修中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険（労働者災害補償保険を除く。）への加入その他の保障措置を講じていること（申請人が受けようとする研修の実施についてあっせんを行う機関が当該保障措置を講じていることを含む。）。

ヘ 研修施設について労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定する安全衛生上必要な措置に準じた措置を講じていること。

6 受入れ機関が実施する研修の中に実務研修が含まれている場合は、次号に定める研修を受ける場合を除き申請人が次のいずれかに該当する外国の機関の常勤の職員であり、かつ、当該機関から派遣される者であること。ただし、申請人が本邦の機関が外国に設立することを予定している合弁企業若しくは現地法人の常勤の職員の養成を目的とする研修を受けるため当該本邦の機関に受け入れられる場合で当該合弁企業若しくは現地法人の設立が当該外国の公的機関により承認されているとき又は受入れ機関が我が国若しくは地方公共団体の機関若しくは独立行政法人である場合その他法務大臣が告示をもって定める場合は、この限りでない。

イ 国若しくは地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関
ロ 受入れ機関の合弁企業又は現地法人

ハ 受入れ機関と引き続き1年以上の取引の実績又は過去1年間に10億円以上の取引の実績を有する機関

6の2 申請人が受けようとする研修が法務大臣が告示をもつて定めるものである場合は、受入れ機関が次に掲げる要件に適合すること。

イ 受入れ機関が第5号のイ、ロ及び二からヘまでのいずれにも該当すること。

ロ 申請人を含めた受入れ機関に受け入れられている研修生の人数が当該機関の常勤の職員の総数を超えるものでなく、かつ、次の表の上欄に掲げる当該総数に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる人数の範囲内であること。ただし、受入れ機関が農業を営む機関である場合については、申請人を含めた受入れ機関に受け入れられている研修生の人数が2人以内であること。

受入れ機関の常勤の職員の総数	研修生の人数
301人以上	常勤の職員の総数の20分の1以内
201人以上300人以下	15人
101人以上200人以下	10人
51人以上100人以下	6人
50人以下	3人

- 7 申請人が本邦において受けようとする研修の中に実務研修が含まれている場合は、当該実務研修を受ける時間（2以上の受入れ機関が申請人に対して実務研修を実施する場合にあっては、これらの機関が実施する実務研修を受ける時間を合計した時間）が、本邦において研修を受ける時間全体の3分の2以下であること。ただし、法務大臣が告示をもって定める場合は、この限りでない。
- 8 受入れ機関又はその経営者、管理者、申請人の受ける研修について申請人を指導する者若しくは生活指導員が過去3年間に外国人の研修に係る不正行為を行ったこと（実務研修を含まない研修実施計画に基づいて受け入れた研修の在留資格をもって在留する者を実務研修に従事させたことを含む。）がないこと。
- 9 申請人が受けようとする研修の実施について我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人以外の機関があっせんを行う場合は、営利を目的とするものでなく、かつ、当該機関又はその経営者若しくは常勤の職員が過去3年間に外国人の研修に係る不正行為を行ったことがないこと。